

軽度者に対する福祉用具例外貸与について

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が必要と認められる者	(1)に該当する者 基本調査「1-7 歩行」に「3. できない」と記載された者 (2)に該当する者 サービス担当者会議等で適切なケアマネジメントのもと、ケアマネージャーが判断する。
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	(1)に該当する者 基本調査「1-4 起き上がり」に「3. できない」と記載された者 (2)に該当する者 基本調査「1-3 寝返り」に「3. できない」と記載された者
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査「1-3 寝返り」に「3. できない」と記載された者
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	(1)に該当する者 基本調査「3-1 意志の伝達」が「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査「3-2 毎日の日課を理解～3-7 場所の理解」のいずれかが「2. できない」 又は 基本調査「3-8 徘徊～4-15 話がまとまらない」のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 (2)に該当する者 基本調査「2-2 移動」が「4. 全介助」以外の者
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(1)に該当する者 基本調査「1-8 立ち上がり」に「3. できない」と記載された者 (2)に該当する者 基本調査「2-1 移乗」に「3. 一部介助」又は「4. 全介助」と記載された者 (3)に該当する者 サービス担当者会議等で適切なケアマネジメントのもと、ケアマネージャーが判断する。
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	(1)に該当する者 基本調査「2-6 排便」に「4. 全介助」と記載された者 (2)に該当する者 基本調査「2-1 移乗」に「4. 全介助」と記載された者

福祉用具貸与の例外給付

上記以外で福祉用具の給付が必要な場合は例外的な取り扱いのため市町村へ確認依頼書の提出が必要です。
福祉用具貸与の例外給付の概要は下記のとおりです。

該当する状態像	<ul style="list-style-type: none"> i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON-OFF現象） ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化） iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）
手続き	<p>上記のいずれかに該当し、以下の要件①～③の全てをみたしている場合には、例外的に給付を認めることとします。</p> <p>① 「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断されている。</p> <p>② サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえている。</p> <p>③ 上記①、②を市町村が確認している。</p> <p>※手続きの詳細は別紙1「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する事務手順について」をご確認ください。</p>